

令和5年度 湯沢市職員人材育成研修会

湯沢市の現状と相談をつなぐシートの活用について

湯沢市福祉保健部福祉課

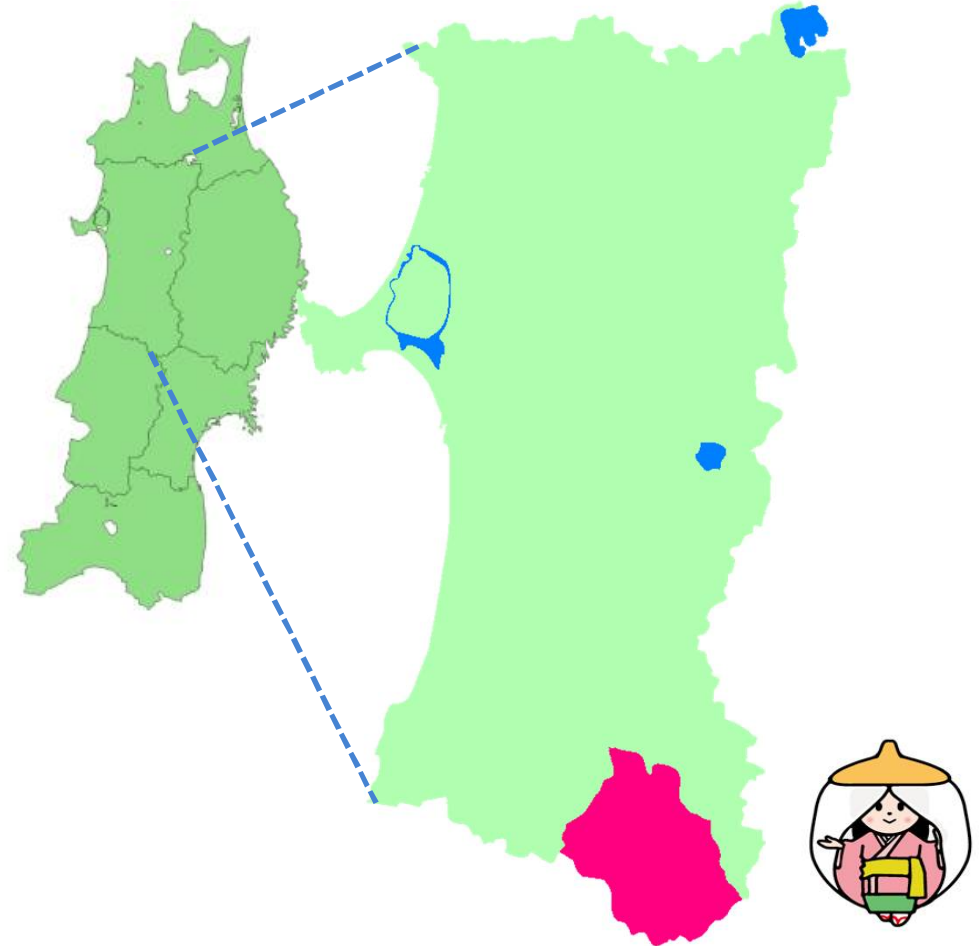
令和5年10月20日



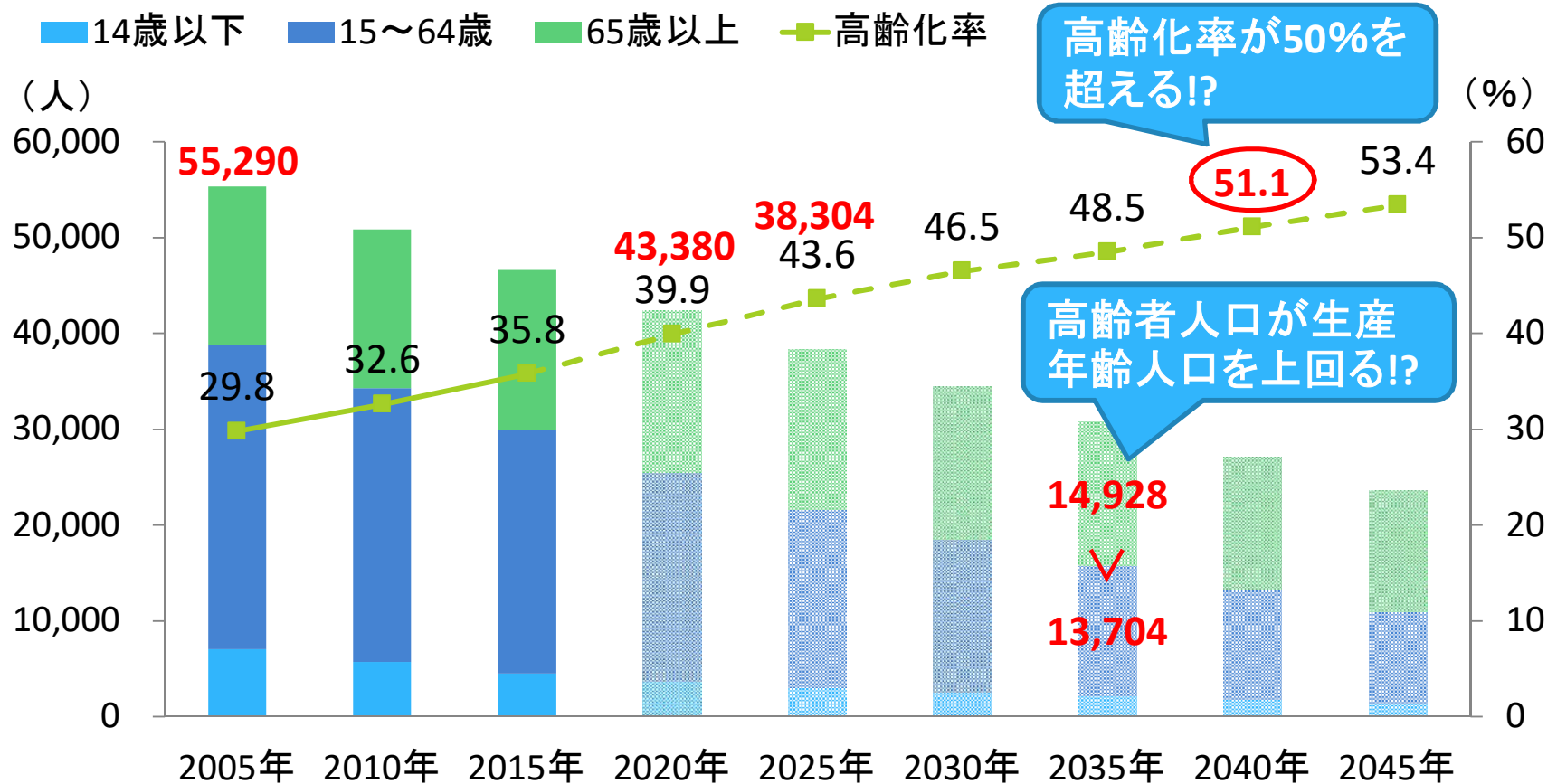
湯沢市について

(令和5年3月末現在)

人	□	41,130人
世帯数		17,520世帯
高齢化率		41.55%
一人暮らしの高齢者 (施設入所者を除く)		
		3,340人
高齢者のみの世帯 (一人暮らしを含む)		
		5,789世帯
生活保護世帯数		
		419世帯
生活保護率		
		11.9‰
高齢者の生活保護世帯		
		264世帯
被保護世帯のうち高齢者 世帯の割合		
		63.01%

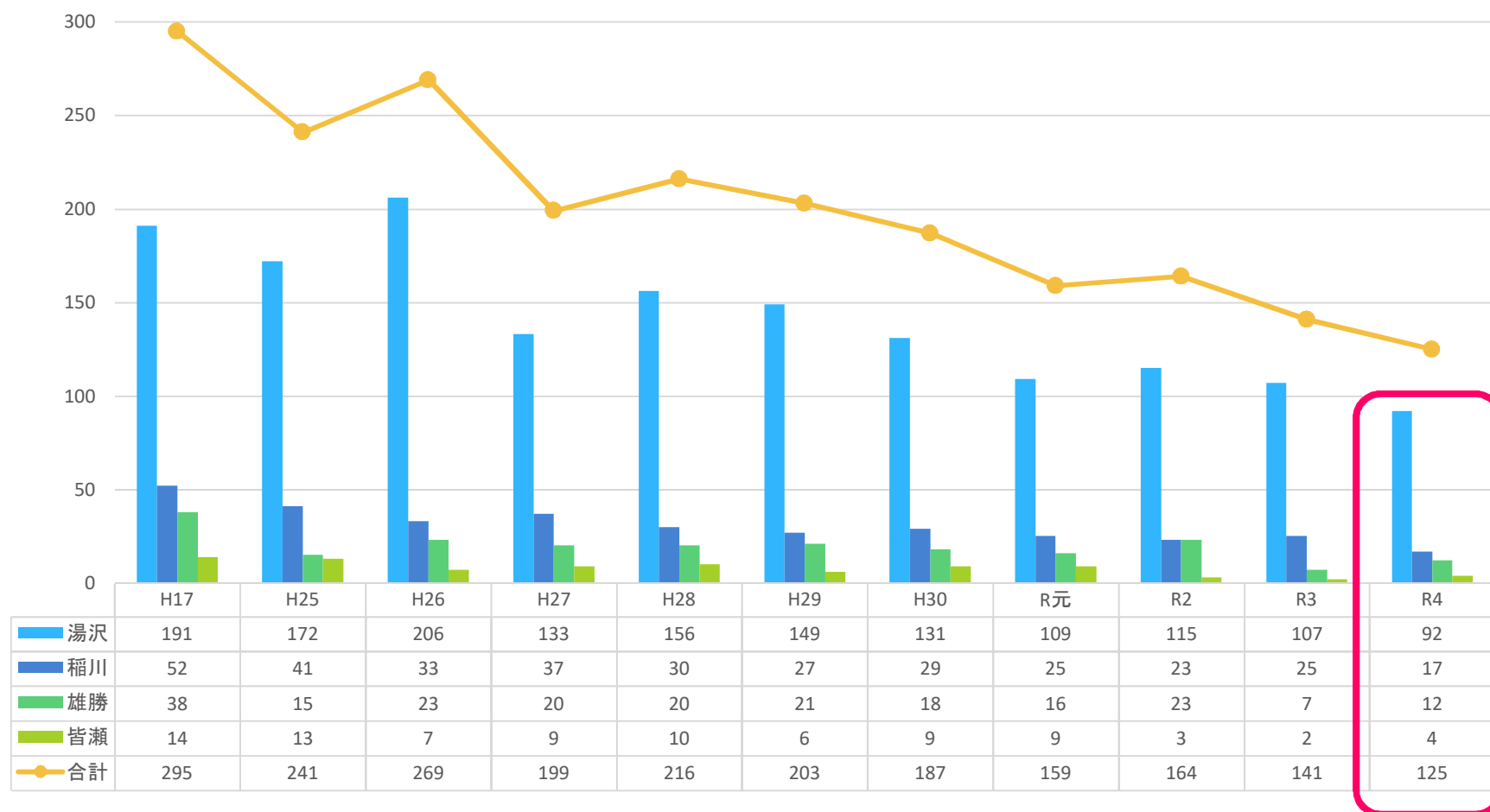


湯沢市の人口の推移

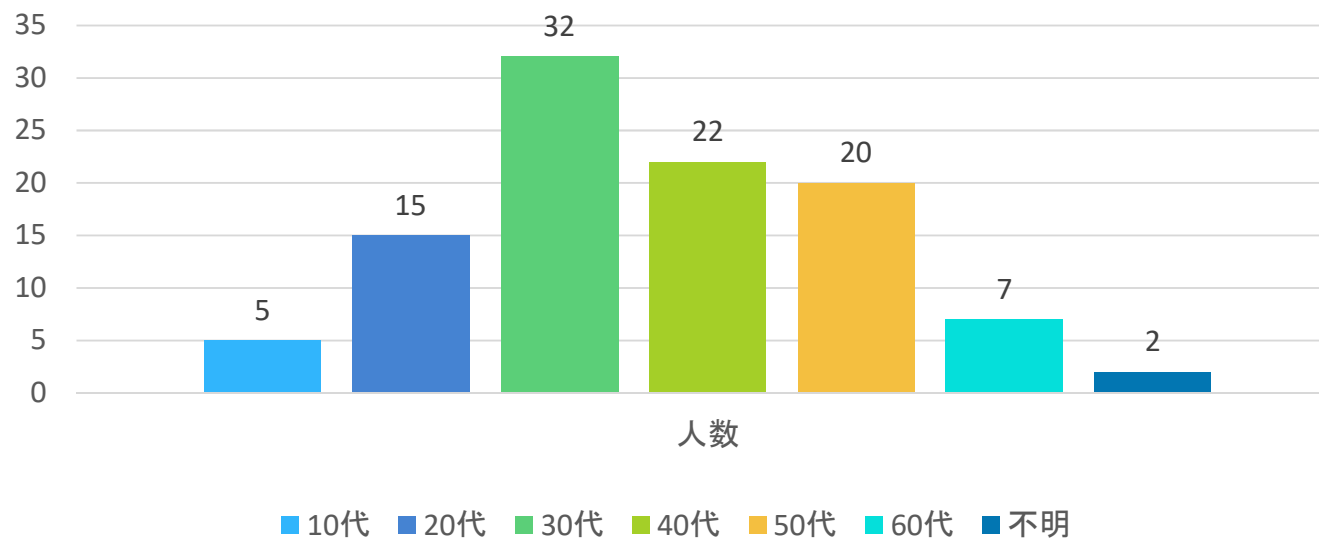


出典: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

湯沢市の年間出生数（H17～R4）1月～12月



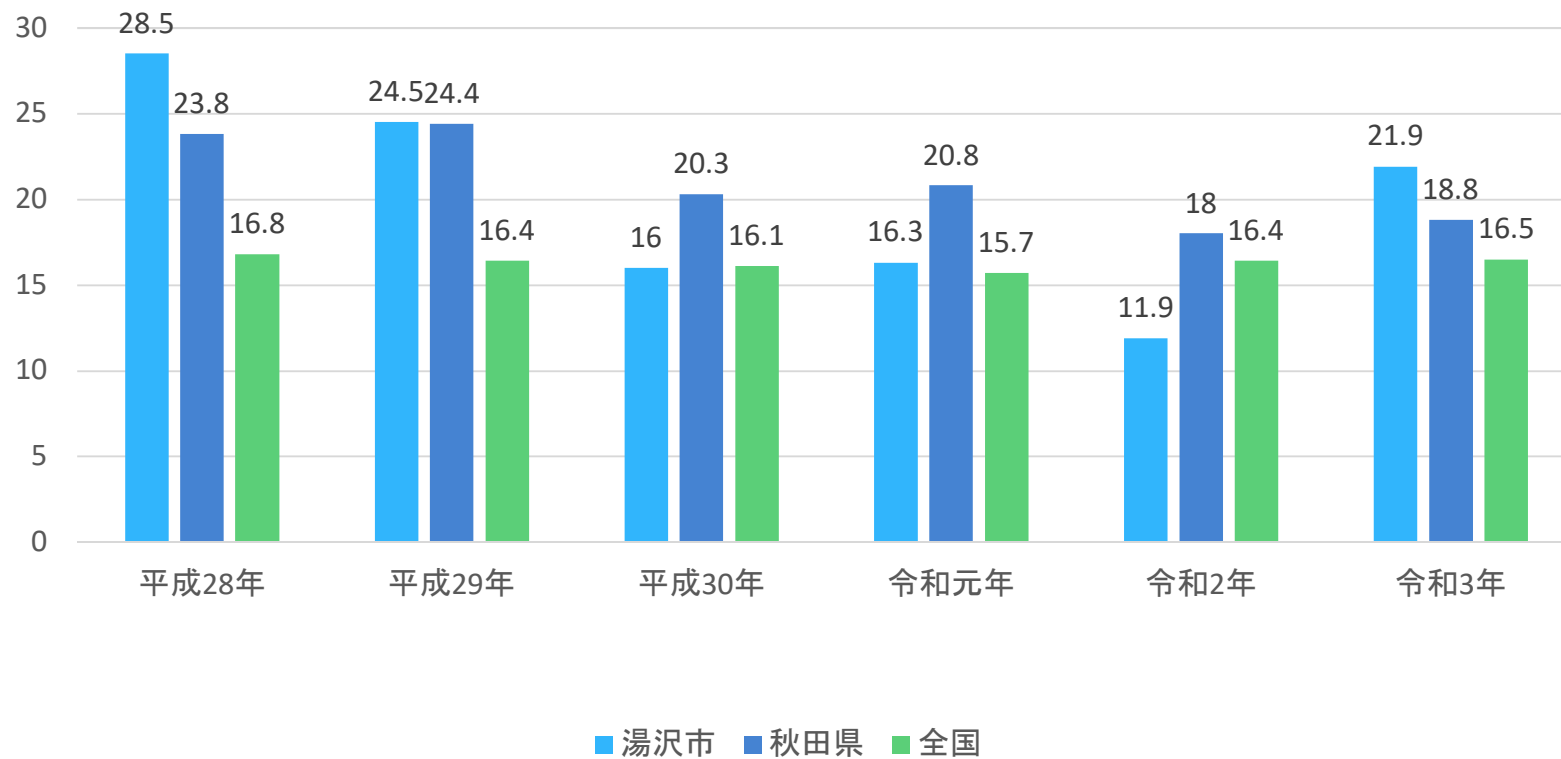
ひきこもりの実態



平成29年度 湯沢市社会福祉協議会調査

ひきこもり者	103名	(平成29年度湯沢市社会福祉協議会調べ)
ひきこもり相談件数	延べ263件	(令和4年度実績)
ひきこもり支援	実人員11名	(")

自殺率の推移



湯沢市健康対策課業務概要(各年12月末現在)

地域共生社会の実現

少子高齢化、人口減少が進む中
誰もが役割を持って生き生きと暮らす
地域共生社会の実現に向けて、
重層的支援体制整備事業を進めてお
ります。

※重層的支援体制整備事業とは、各
制度や社会資源、人と人、人と地域を
重ね合わせて、包括的に支援していく
体制を整える事業です。



重層的支援体制の枠組み

重層的支援体制の3本柱（一体的に実施）

上記の支援を一体的に実施するための機能

I 相談支援

介護（地域包括支援センター）、障がい（湯沢市基幹相談支援センター）、子ども（子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点）、困窮（湯沢市社会福祉協議会 総合相談室）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、**本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施。**

II 参加支援

介護・障がい・子ども・困窮などの既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を持つたり、必要な資源を開発し、**社会とのつながりを回復する支援（※1）**を実施（※1既存の社会資源を活用又は新規に開発）

III 地域づくり支援

介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障がい（地域活動支援センター（松風））、子ども（地域子育て支援拠点事業（子育て支援総合センター））、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体的に実施し、**地域共生からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援（※2）**を実施（※2既存の事業を結びつける又は新規に創出）

- ①アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
必要な支援が届いていない相談者に**アウトリーチ等を通じた継続的支援**を実施。
- ②多機関協働事業
複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割りや関係性を調整する**多機関協働事業**を実施。
- ③支援プランの作成（支援会議・重層的支援会議の実施）

重層的支援体制事業に取り組む意味

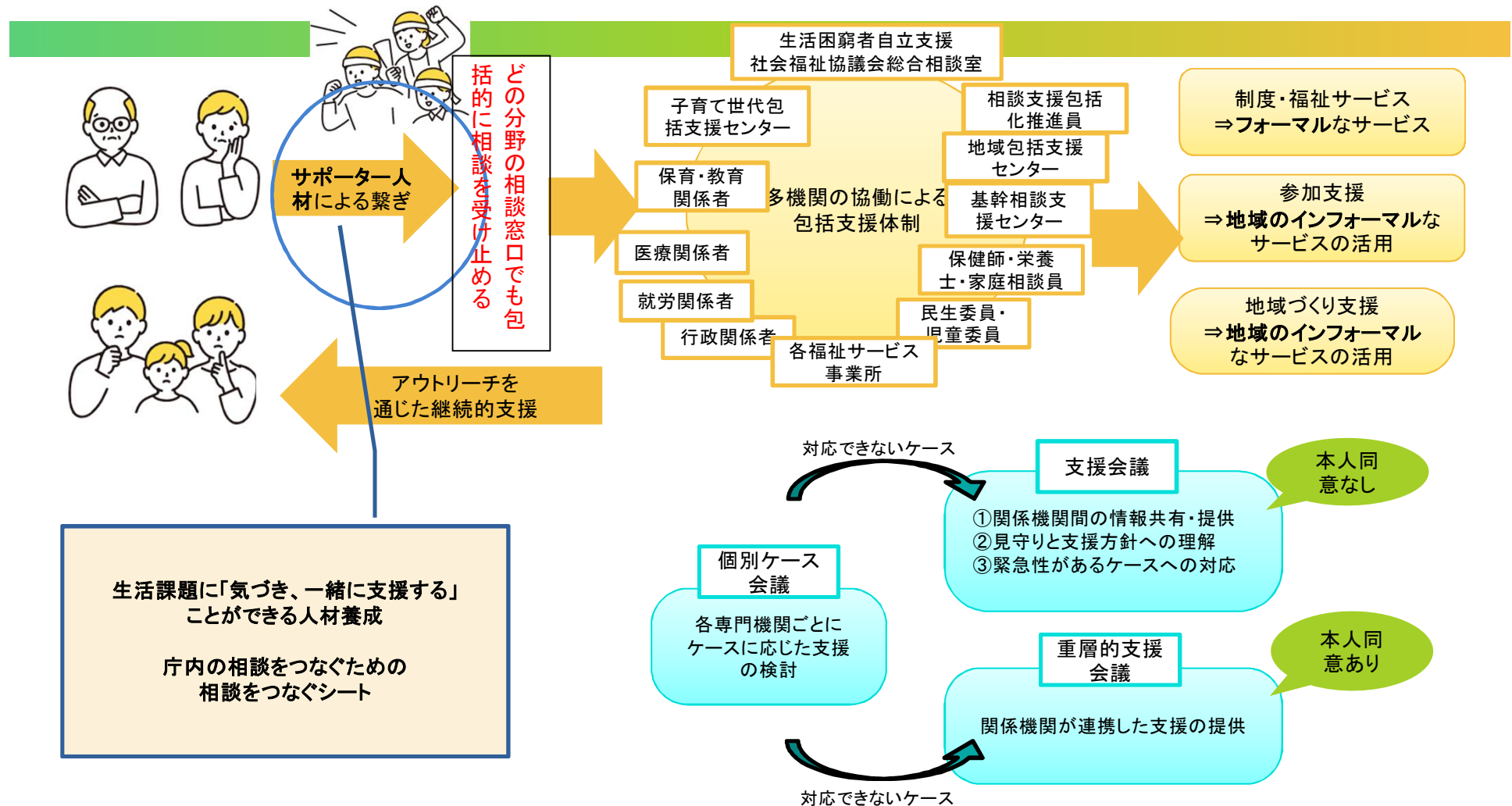
○地域住民、支援関係者、行政全体にメリットのある事業

【地域住民】各分野の支援体制が強化されることで、地域住民は複雑な生活課題を抱える場合でも、制度ごとの窓口を探す必要がなく、適切な制度や支援につながり、よりよい生活へ改善。

【支援機関・専門職】市民の抱える生活課題を一カ所で抱え込む必要がなくなる。人的資源に限度がある以上、各分野の負担を軽減していくことが現実的な課題。支援関係者や専門職の負担を軽減していくことは、最終的には生活課題を抱える地域全体のメリットともなる。

【行政と地域社会】抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とつながりを作り、生活課題に向き合えば、ケースの悪化を抑えることが可能です。状況が深刻化していくまえに早期に支援することが本人にとっても、地域全体にとっても大きなメリットとなります。

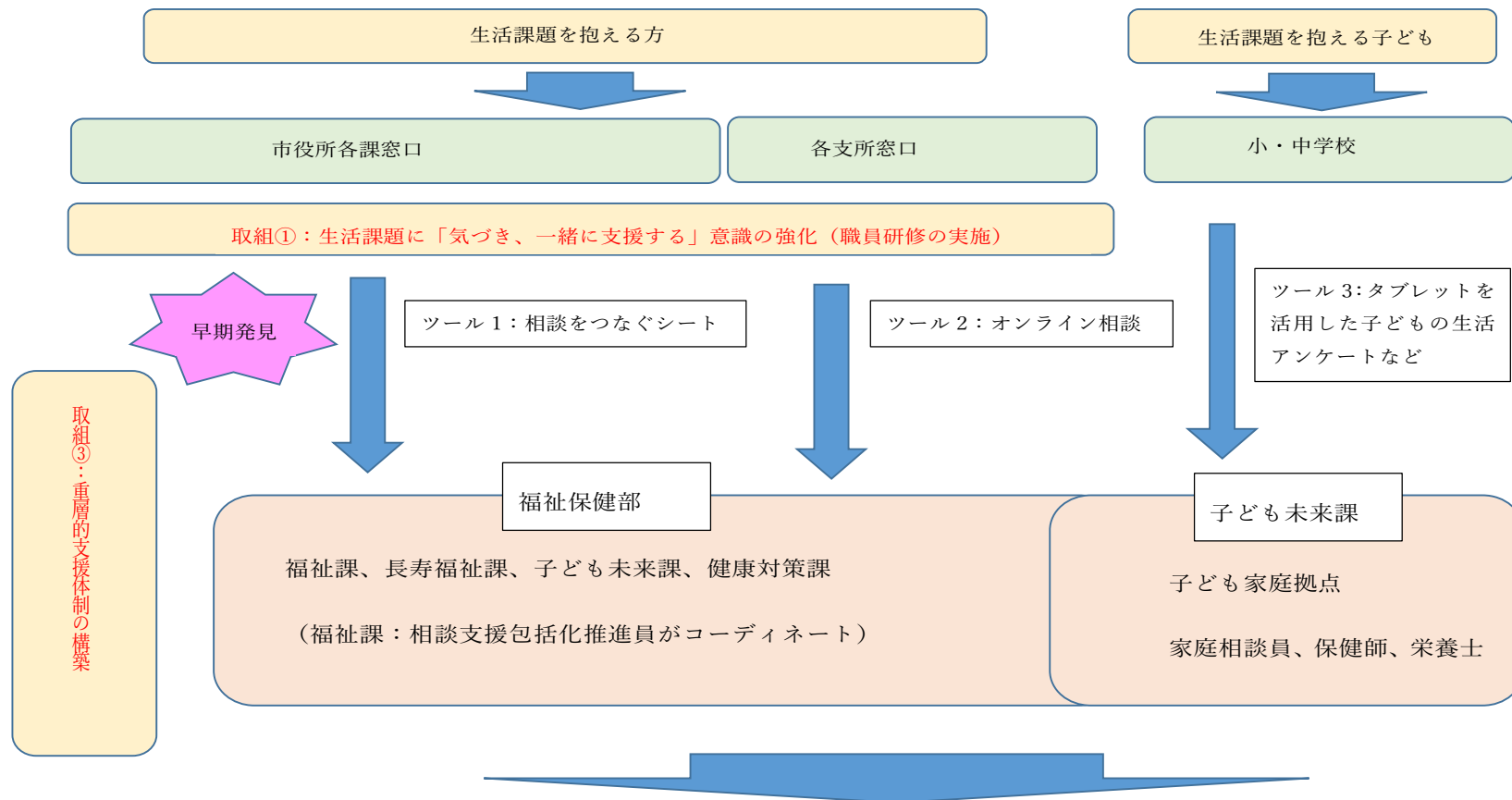
包括的支援体制のデザイン ～秋田県湯沢市～



I 相談支援

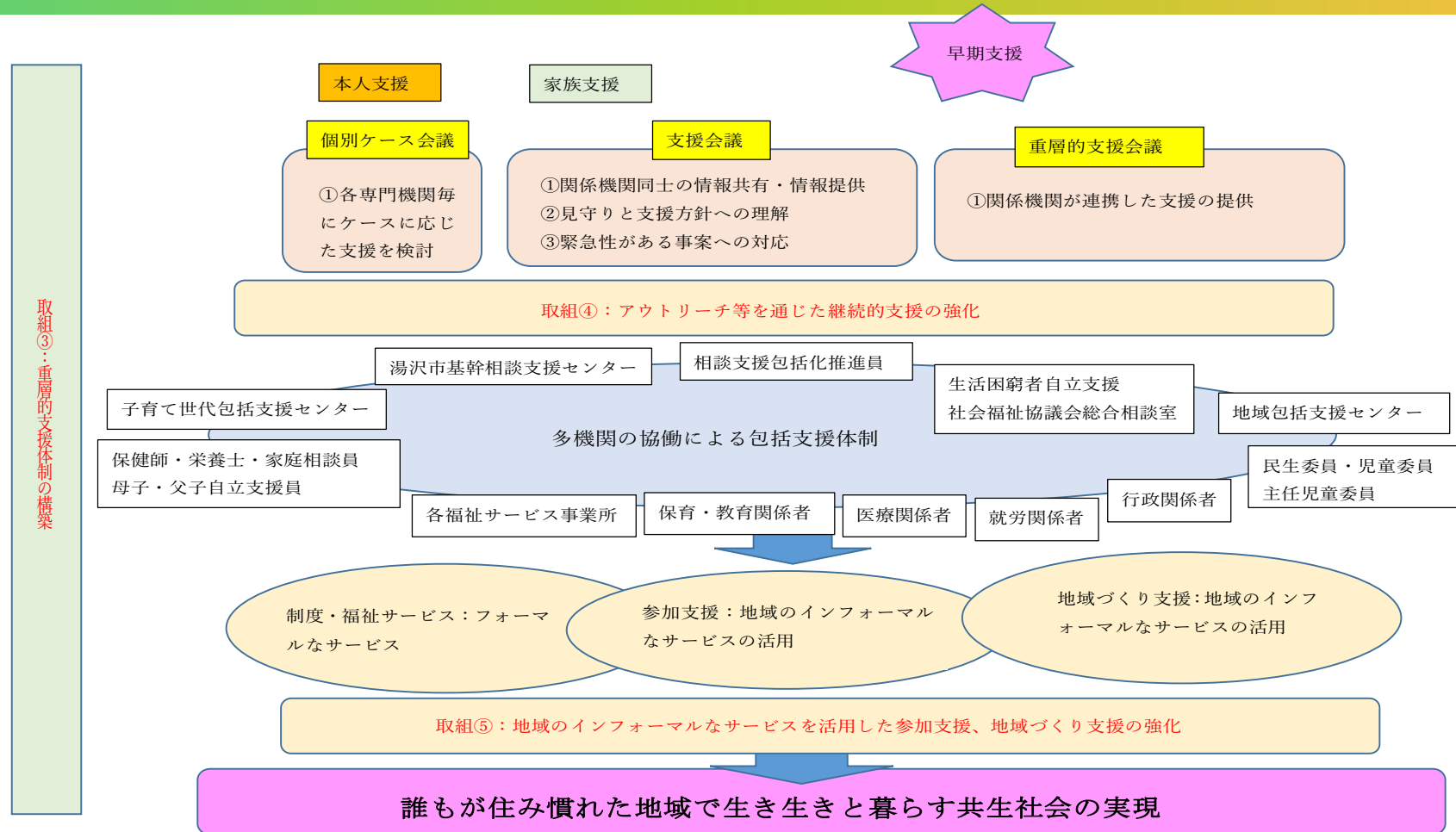
市役所の相談がつながる仕組み

市役所での「気づき、一緒に支援する仕組み」



I 相談支援

市役所の相談がつながる仕組み



事例1(生活困窮者の方の支援)

事例:Tさん(30歳代)

税金や公共料金
等の支払について

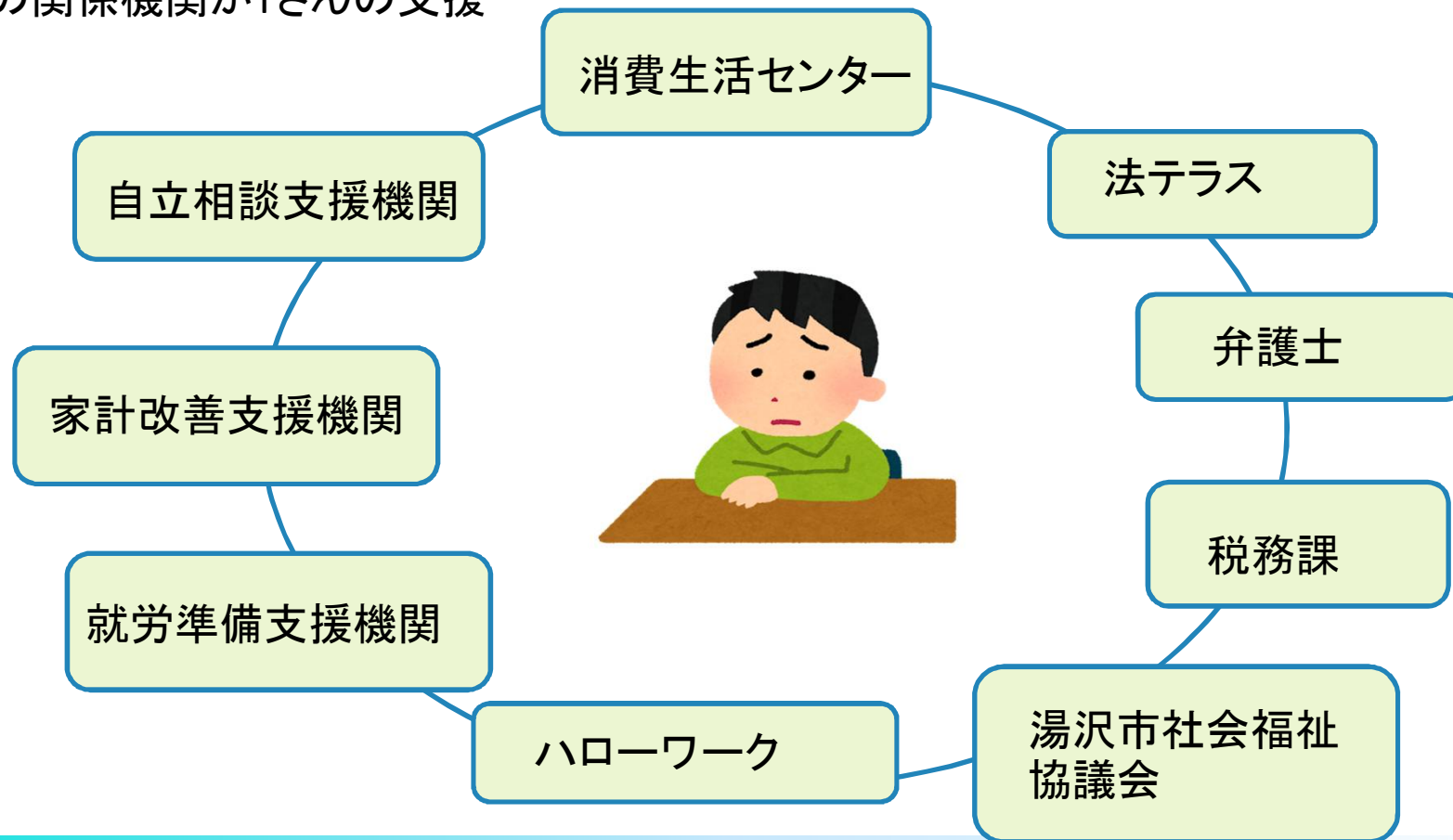
多重債務のこと

仕事探し・就職に
ついて

収入・生活費のこ
とについて

事例1(生活困窮者の方の支援)

多くの関係機関がTさんの支援



事例1(生活困窮者の方の支援)

【支援の方向性】

本人の抱えている課題を整理。債務整理と税金の滞納金額の計画的な返済について個別プランを作成。就職活動については、本人の強みを活かせる職業や債務を返済できるだけの収入を得られる職業の紹介。

(支援結果)

本人の強みとして、大型自動車免許を所持していたことから、大型トラック運転手に採用。弁護士による債務整理と滞納していた税金も毎月無理のない返済計画により完納。現在、安心して自立した生活を営んでいる。



事例1(生活困窮者の方の支援)

関係者による支援の役割分担: 自立相談支援機関が支援プランを作成

困りごと	支援機関	支援方法
家賃やローンの返済について	家計改善支援 消費生活センター 法テラス 弁護士	・家計改善に向けたプランの作成 ・債務整理
税金や公共料金等の支払について	家計改善支援 税務課	・各種滞納額の整理、相談の同行支援 ・減免申請、分納申請
収入・生活費のこと	社会福祉協議会 家計改善支援	・生活福祉資金の貸付 ・家計改善に向けたプランの作成 ・収入・収支の整理
仕事探し、就職について	就労準備支援 ハローワーク	・就労に向けた支援

事例2(ひきこもりの方の支援)

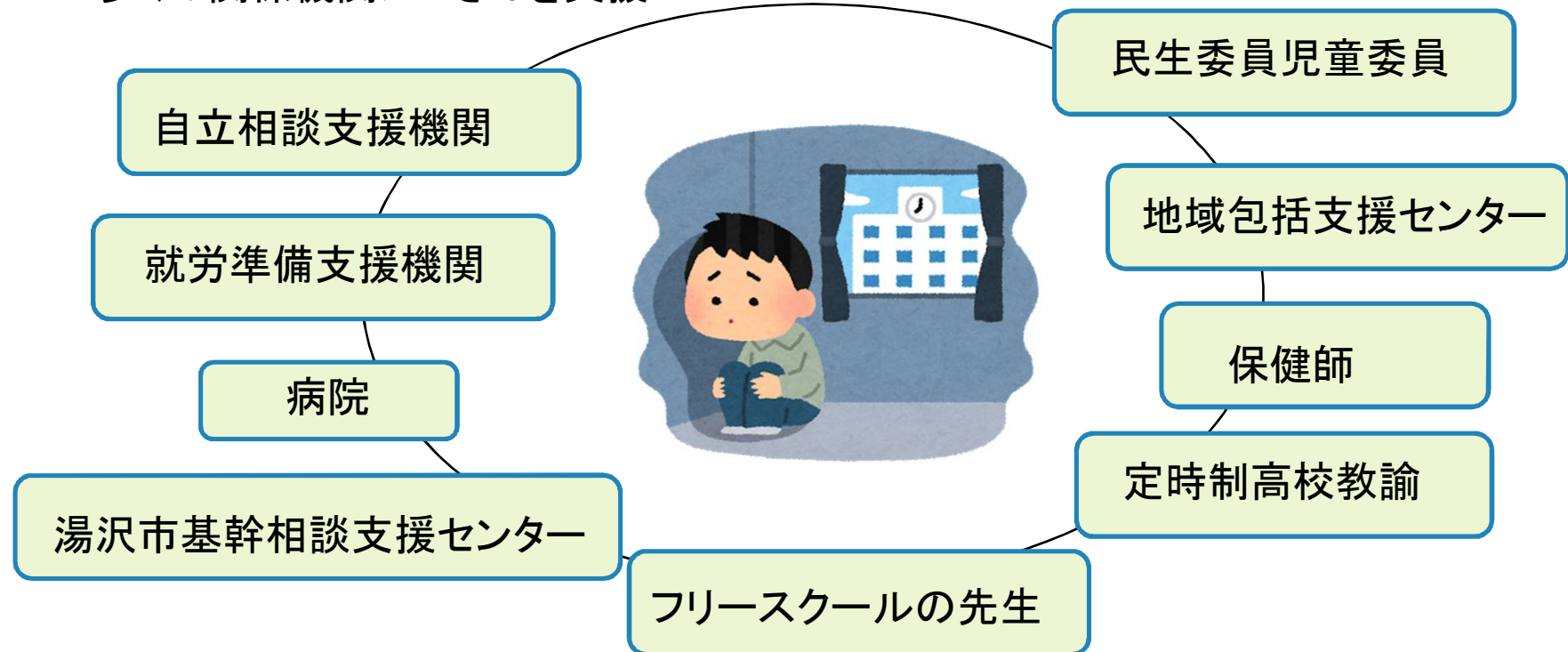
事例:Kさん(20歳代)



事例2(ひきこもりの方の支援)

事例:Kさん(20歳代)

多くの関係機関がKさんを支援



事例2(ひきこもりの方の支援)

【支援の経過】(平成31年度から令和5年度)

Kさん宅の一番信頼性のある保健師と定時制高校教諭が一緒になり、継続的な訪問。定時制高校退学後、定時制高校教諭からフリースクールの先生へ訪問を引き継ぐ。継続的な訪問の結果、Kさんと話す機会を得て、生活困窮自立支援制度利用につながる。

生活困窮自立支援(就労準備支援)を利用し、普通自動車免許を取得、現在、体調を整えながら、高卒認定資格取得に向けて勉強中。



事例2(ひきこもりの方の支援)

関係者による支援の役割分担：自立相談支援機関が支援プランを作成

困りごと	支援機関	支援方法
社会とのつながり	保健師 定時制高校教諭 フリースクールの先生 自立相談支援機関	・継続的な訪問
生活について	民生委員児童委員 就労準備支援	・日常的な見守り ・日常生活自立支援 ・社会生活自立支援
仕事探し、就職について	就労準備支援	・就業自立支援
病気や健康、障がいについて	湯沢市基幹相談支援センター 病院	・心身の状態の支援

生活困窮者自立支援事業就労準備支援事業

トータルサポートスクールリード学舎

日常生活自立支援

- ・あらかじめ一緒に決めた日や時間に来庁してもらいます。
- ・あらゆる場面で報告・連絡・相談をしてもらいます。
- ・一週間の生活を説明してもらい、現状を共有します。



←オンラインで現状報告を
してもらっている様子。

生活困窮者自立支援事業就労準備支援事業

トータルサポートスクールリード学舎

社会生活自立支援

- ・挨拶、電話対応の練習
- ・接客の練習
- ・表情トレーニング
- ・服装、メイクレッスン
- ・DIYのレッスンなど



←理容室での整容チェック



←DIY力を高める活動の様子。

生活困窮者自立支援事業就労準備支援事業

トータルサポートスクールリード学舎

就業自立支援

- ・履歴書作成、面接サポート
- ・資格取得のサポート(簿記検定、PC検定、自動車免許、秘書検定、高卒認定資格など)
- ・ハローワークへの同行支援



←資格取得のためにPCで勉強している様子。

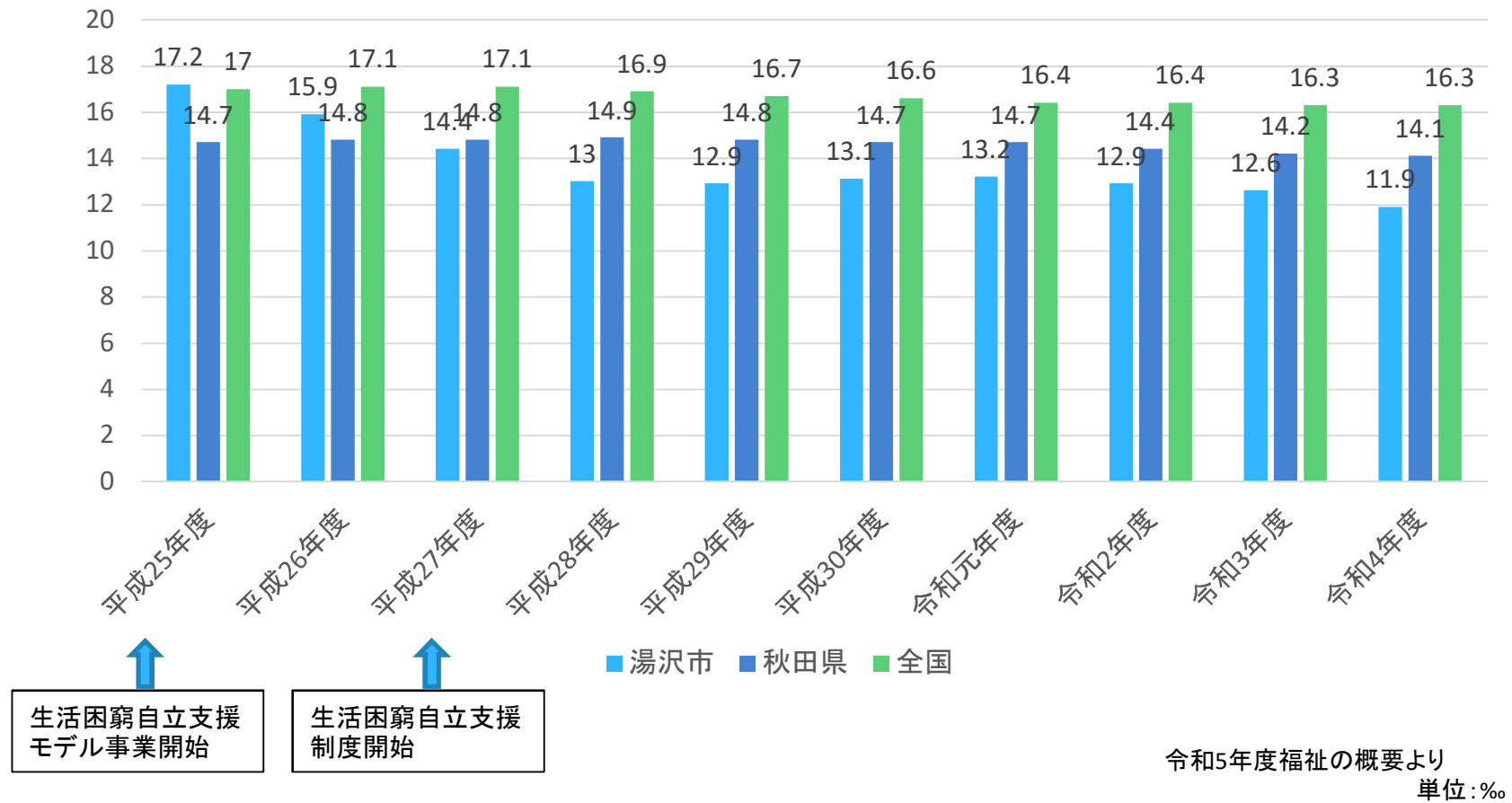
生活困窮者自立支援事業の実績

自立相談支援	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
新規相談受付件数	80	76	73	61	55
プラン作成件数	59	53	46	48	40

家計相談支援	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	16	20	25	16	12
利用者数	12	17	10	9	9

就労準備支援	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	18	13	6	8	9
利用者数	15	11	4	5	4
一般就労	1	4	2	3	1
パート・アルバイト	2	1	0	0	1
企業内内職	0	0	0	0	0
就労体験	0	0	0	0	0
就労A	0	0	0	0	0
就労B	1	1	0	0	0
障害者支援に切替	1	0	1	0	0
自宅内職	1	0	0	0	1
病院入院	0	0	0	0	0
生活保護	1	0	0	0	0
支援継続中	5	3	0	1	0
その他	3	2	1	1	1
実利用者数	15	11	4	5	4

生活保護率の推移



相談をつなぐシートの活用

「相談をつなぐシート」			
【基本情報】			
対象者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年齢	性別 ☐ 男 ☐ 女
	住所	〒 -	
	電話	自宅 () -	携帯 () -
	メール		
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名	来談者の ご本人と の関係	☐ 家族 (本人との続柄) ☐ その他
	電話 () -		
【ご相談内容】			
ご相談されたい内容に○をおつけください。 ※複数ある場合は一番のお困りごとに◎をおつけください。			
☐ 病気や健康について	☐ 心の悩み	☐ 障がいについて	
☐ 介護について	☐ 子育てについて	☐ ひきこもりについて	
☐ 税金や公共料金の支払いについて	☐ 生活費・家計について	☐ 債務について	
☐ 消費生活相談	☐ DV・虐待	☐ 成年後見・権利擁護について	
☐ 教育について	☐ 就労について	☐ その他 ()	
【相談の内容を具体的に記入ください】			
【連絡方法】			
※相談支援機関から連絡しますので、必ず連絡の方法を記入ください。			
☐ 自宅電話	☐ 携帯電話	☐ その他	
()	()	()	
連絡希望時間帯 ☐ あり () 時頃 ☐ なし			
【ご本人の同意をお願いします】			
相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関(者)と共有することに同意します。			
令和 年 月 日	本人署名		

←全庁ポータブル ファイル管理 福祉課地域福祉班にあります。

「相談をつなぐシート」は、身近なところで悩みを抱える方に「気づき・丸ごと受け止め・一緒に支援する」ためのツールとして活用するものです。

市の職員は、市民に最も身近であり制度や法律の知識、関係機関等のつながりがあります。

市民の悩みに気づき、丸ごと受け止め、一緒に支援しましょう！！